

佐伯市犯罪被害者等支援条例の概要

目的(第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにする。 ○犯罪被害者等の支援を総合的に推進する。 ○犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。
---------	---

定義(第2条)	○犯罪等、犯罪被害者等、二次的被害、市民等及び民間支援団体についての定義
---------	--------------------------------------

基本理念(第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利の推進 ○被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等その状況に応じた適切な支援の提供 ○安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援の提供 ○関係機関等による相互の連携及び協力
-----------	--

市の責務(第4条)	○犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
市民等の責務(第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等が置かれている状況等を理解し、二次的被害の防止に十分配慮する。 ○市の実施する支援施策の協力を努める。

【基本的施策】

相談及び情報の提供等(第6条)	○日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供等を行うものとし、そのための窓口を設置する。
経済的負担の軽減(第7条)	○見舞金の支給並びに経済的な助成に関する情報の提供等の必要な支援を行う。
日常生活の支援(第8条)	○安心して日常生活を営むことができるようにするための必要な支援を行う。
居住の安定(第9条)	○居住の安定を図るための必要な支援を行う。
市民等の理解の増進(第10条)	○置かれている状況及び支援の必要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発等の支援を行う。